

自動車リサイクル法解体業（破砕業）変更届出に係る書類一覧

（正副2部提出すること。ただし1部は申請書の控えとなります。）

提出書類・添付書類		チェック
	変更届出書	
1	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更の場合	
	申請者が法人の場合	
	定款又は寄附行為（申請者が原本照合したもの）	
	登記簿の謄本	
	申請者が個人の場合	
	住民票の写し	
2	事業所の名称及び所在地の変更の場合	
	当該変更に係る事業所に関する書類（解体業（破砕業）の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図）	
	施設の所有権（又は使用権原）を有することを証する書類	
3	法人である場合においては、その役員の名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所	
	役員に関する事項に変更があった場合ときは、当該変更に係る者の住民票の写し	
	使用人に関する事項に変更があった場合ときは、当該変更に係る者の住民票の写し	
4	未成年者である場合においては、その法定代理人の名及び住所	
	法定代理人の住民票の写し	
5	事業の用に供する施設の概要	
	当該変更に係る事業所に関する書類（解体業（破砕業）の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図）	
	施設の所有権（又は使用権原）を有することを証する書類	
6	法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの氏名又は名称及び住所	
	当該変更に係る者の有する株式の数又は当該変更に係る者のなしたる出資の金額を記載した書類並びに当該変更に係る者の住民票の写し	
7	個人である場合に自動車リサイクル法施行令第5条に規定する使用人があるときは、その者の氏名及び住所	
	当該変更に係る者の住民票の写し	
8	欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書（申請者が代表して誓約）	

注) 住民票は本籍（外国人の方は国籍等）が記載されたものであること。